

天理市議会規程第 1 号

天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年 3 月天理市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市議会議長 榎 堀 秀 樹

第 3 条第 5 号中「第 19 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 19 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第 16 号中「第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号の改正規定は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。